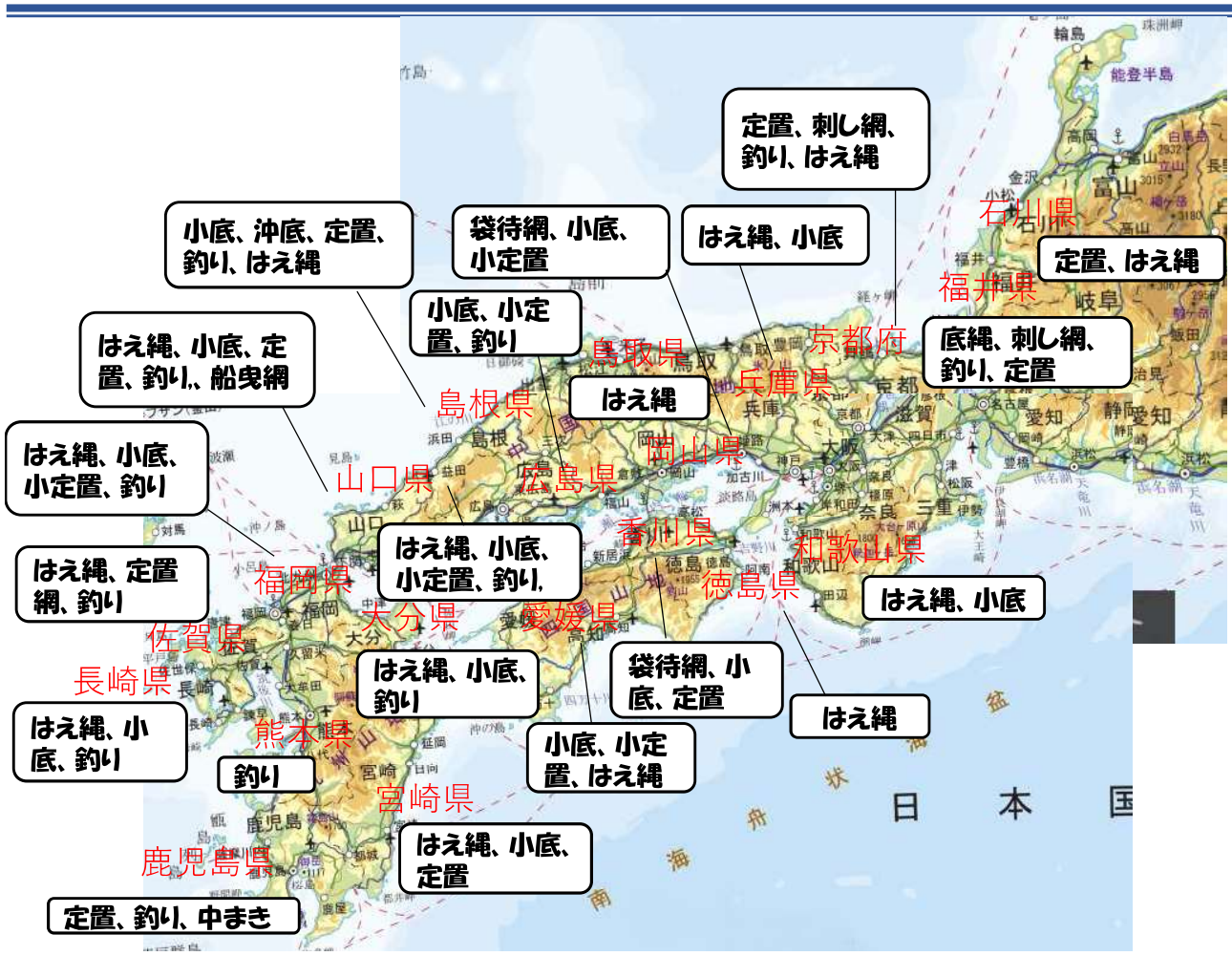
（資料2）

トラフグ（日本海・東シナ海・瀬戸内海系群）の資源管理について

令和8年11月

水産庁

各府県の漁法について



府県別の主な漁法と近年の漁獲量

- 日本海側では、はえ縄や一本釣りが主な漁法。
- 瀬戸内海側では、小底、袋待網等、網漁具が多い。
- 従来、有明海では０歳、瀬戸内海では０～２歳、日本海、東シナ海では２歳以上が漁獲の中心になっていたが、2025年漁期は、いずれの海域でも４歳以上が優占していた。

漁期年	秋田	山形	石川	福井	京都	鳥取	島根	山口（日本海）	福岡	佐賀	長崎	熊本	鹿児島	有明海**（０歳魚）
2021	4	1	4	5	2	1	3	56	62	2	9	7	0	2
2022	4	2	3	4	2	1	3	27	39	2	10	7	0	1
2023	2	1	4	3	2	2	4	42	33	1	6	6	0	1
2024	5	1	2	2	2	1	3	34	34	1	5	6	1	1
2025	3	1	4	2	1	0	4	31	26	1	7	7	0	0

漁期年	宮崎	大分	愛媛	山口（瀬戸内海）	広島	岡山	兵庫（瀬戸内海）	香川	徳島	和歌山	合計
2021	1	8	11	4	1	1	2	4	0	0	190
2022	1	7	10	4	0	2	3	3	0	0	136
2023	1	7	11	4	0	2	2	2	0	0	138
2024	1	5	11	5	0	1	2	4	0	0	127
2025	＊0	6	10	5	1	＊1	＊3	9	＊0	0	＊122

＊概数値

＊＊福岡県、長崎県、佐賀県、熊本県の漁獲量の合算。

（出典：令和８年度トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群の資源評価詳細版（速報版）から作成

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示による取組①

１　承認制・届出制の実施

①　承認制対象船舶：総トン数５トン以上のとらふぐはえ縄漁船とする。

②　承認隻数の上限：県ごとに承認隻数の上限を定める。

〔県別承認隻数上限〕

県名	承認隻数上限
山口県	58隻
福岡県	86隻
佐賀県	22隻
長崎県	95隻
熊本県	1隻
広島県	9隻

③　届出制対象船舶：総トン数５トン未満のとらふぐはえ縄漁船とする。

２　承認番号の表示

承認を受けた者にあっては、船舶の船橋両側の見やすい場所に承認番号を表示する。

３　操業海域の制限

海域を５つに分け、海域及び漁法ごとに休漁期間を設定する。

４　小型魚の再放流

全長30cm以下のとらふぐを採捕したときには再放流する。

５　漁獲成績報告書の提出

操業ごとに漁獲成績報告書を記入し、承認又は届出に基づき創業した期間（令和８年９月～令和９年４月）分をまとめて令和９年４月30日までに提出する。

６　指示の有効期間

令和８年５月１日から令和９年５月31日まで（注：承認又は届出に基づく操業期間は令和９年４月30日まで）

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示による取組②

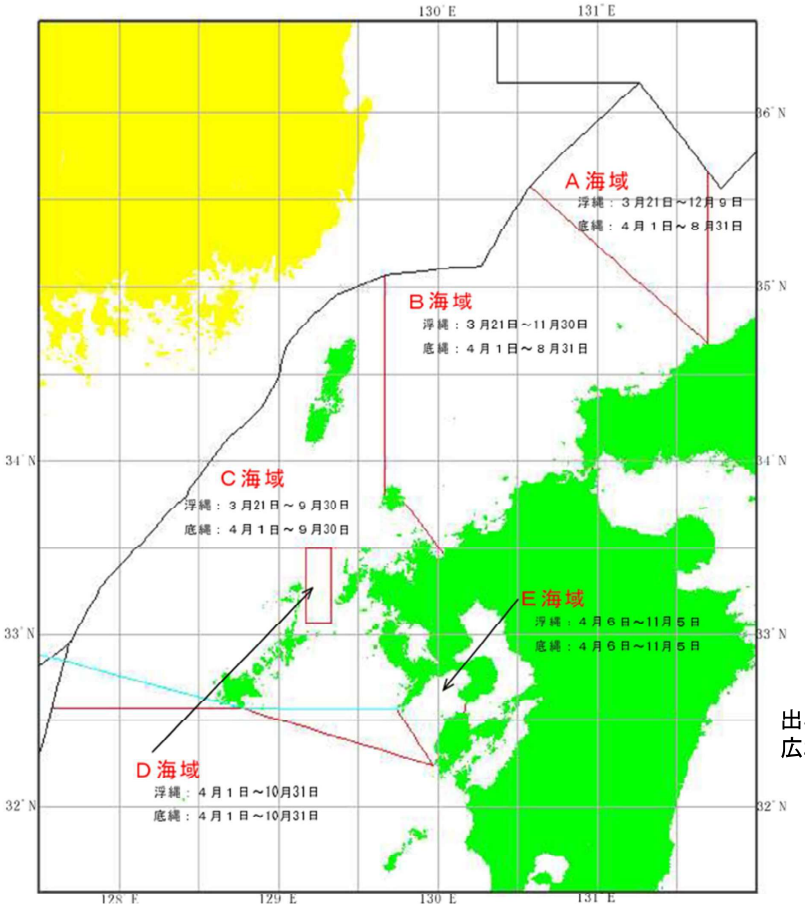
トラフグ広域資源管理方針に係る各海域の休漁期間

区域	漁法	令和8年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和9年 1月	2月	3月	4月
（A海域） 北緯三十四度四十分四十．三秒、東経百三十一度四十一分三十五秒の点から北西の線以東の海域。	浮縄	1日						9日				21日	30日
	底縄	1日			31日								1日 30日
（B海域） 次に掲げる線以東の規制海域。ただし、A海域を除く。 一　東経百二十九度四十分の線と長崎県壱岐市湯本湾の最大高潮時海岸線との交点（次号において「A点」という。）から正北の線 二　A点から長崎県壱岐市筒城崎に至る直線及び長崎県壱岐市筒城崎から佐賀県唐津市神集島北端を経て佐賀県唐津市浜崎に至る直線を結んだ線	浮縄	1日						30日				21日	30日
	底縄	1日			31日								1日 30日
（C海域） 規制海域のうち、A海域、B海域，D海域、E海域を除く海域。	浮縄	1日				30日						21日	30日
	底縄	1日				30日							1日 30日
（D海域） 次に掲げる線によって囲まれた海域。 一　北緯三十三度四分の線 二　北緯三十三度三十分の線 三　東経百二十九度十分の線 四　東経百二十九度二十分の線	浮縄	1日					31日						1日 30日
	底縄	1日					31日						1日 30日
（E海域） 次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海域 一　長崎県長崎市権現山三角点から同県同市大立神灯台に至る直線 二　長崎県長崎市大立神灯台から熊本県天草市魚貫崎に至る直線 三　長崎県南島原市瀬詰崎から熊本県天草市天神山に至る直線	浮縄	1日						5日					6日 30日
	底縄	1日						5日					6日 30日

出典：第47回日本海・九州西広域漁業調整委員会　資料２

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示による取組③

トラフグ広域資源管理方針に係る各海域の休漁期間



出典：第47回日本海・九州西広域漁業調整委員会　資料２

府県での取組状況①

府県	海域	漁業種類	主漁場	漁期（漁期／主漁期）	府県別2021	漁業種類別2021	府県別2022	漁業種類別2022	府県別2023	漁業種類別2023	府県別2024	漁業種類別2024	府県別2025	漁業種類別2025	取組についての記載（令和7年度） 現行の取組内容	取組内容の実施状況	現取組の問題点	現取組について今後の改善点	今後の取組
秋田県	九日東	定置網	日本海（秋田県沿岸）		3.8	3.0	4.3	4.0	2.2	2.0	4.6	4.1	2.8	2.1	500g以下の小型魚再放流（一部地区の漁業者の自主規制）	小型魚の再放流を実施（一部地区）	資源管理は一部地区の漁業者の自主規制にとどまる	取組の波及	県で実施する種苗放流及び放流効果調査等に基づく資源管理の検討
		釣り・はえ縄	日本海（秋田県沿岸）			0.6		0.2		0.1		0.1		0.1	800g以下の小型魚の再放流、採捕期間の設定（一部地区の漁業者の自主規制）	小型魚の再放流を実施、操業は10月開始予定（一部地区）	資源管理は一部地区の漁業者の自主規制にとどまる	取組の波及	
		その他（さし網・底びき等）	日本海（秋田県沿岸）			0.2		0.1		0.1		0.4		0.6	なし	なし	なし	なし	
山形県	九日東	小型定置網	日本海（山形県沿岸）		1.5	0.3	2.5	1.0	1.0	0.2	1.4	0.6	0.9	0.4	小型魚（1,000g以下）の再放流（一部漁業者の自主規制）	同左	なし	なし	現状の取組を継続
		はえ縄	日本海（山形県沿岸）			1.0		1.0		0.7		0.8		0.4	種苗放流、操業期間の設定、小型魚（700g以下）の再放流（有志の漁業者団体による自主規制）	同左	全漁業者の共通認識として定着させる必要がある	なし	
		その他	日本海（山形県沿岸）			0.2		0.5		0.1		0.0		0.1	なし	なし	なし	なし	
石川県	九日東	定置網	日本海（石川県沿岸）		3.3	2.1	2.8	2.2	4.3	3.6	2.8	1.6	3.6	2.5	主漁期（3月下旬、4月）に網数×10日間以上の網揚げ休漁（県内一部）	主漁期（3月下旬、4月）に網数×10日間以上の網揚げ休漁（県内一部）	なし	なし	現状の取組を継続
		はえ縄	日本海（石川県沿岸）			0.8		0.4		0.4		1.2		0.7	西海支所：全長30cm以下再放流、操業解禁日（11月1日）設定、禁漁区設定（約3km2）、種苗放流R7：1.58万尾 ななか支所：全長20cm以下再放流、操業解禁日（11月1日）設定、漁具制限（針数800本以下/統）	同左	なし（種苗放流に対しては、放流種苗の確保や経済的・労力的負担の観点から継続性に懸念あり）	なし	現状の取組を継続
		その他	日本海（石川県沿岸）			0.4		0.2		0.3		0.0		0.4	なし	なし	なし	なし	なし
福井県	九日東	はえなわ	若狭湾		5.5	0.2	4.2	0.3	2.8	0.2	2.1	0.2	1.6	0.1					
		さし網	若狭湾																
		釣り	若狭湾																
		定置網	若狭湾			5.3		3.9		2.5		1.8		1.5	各漁業者の自主的な取組みとして、全長20cm未満の小型魚を再放流。	同左	なし	なし	現状の取組を継続
		底びき	若狭湾			0.0		0.0		0.0		0.0		0.0					

府県での取組状況②

府県	海域	漁業種類	主漁場	漁期（漁期／主漁期）	府県別2021	漁業種類別2021	府県別2022	漁業種類別2022	府県別2023	漁業種類別2023	府県別2024	漁業種類別2024	府県別2025	漁業種類別2025	取組についての記載（令和7年度） 現行の取組内容	取組内容の実施状況	現取組の問題点	現取組について今後の改善点	今後の取組
京都府	九日東	大型定置網	京都府海域		2.2	1.9	1.8	1.5	2.0	1.7	1.7	1.4	1.4	1.1	なし				予定なし
		小型定置網	京都府海域			0.3		0.2		0.2		0.2		0.2					
		その他の漁業	京都府海域			0.0		0.1		0.1		0.1		0.1					
大阪府	瀬	小底	大阪湾東部			0.1		0.1		0.1		0.1		0.1	週休2日制の実施	底びき網漁業者が独自に設定した週休により休漁を実施	なし	現状混獲での漁獲で、漁獲量もわずかのため、現状以上の取組みの検討は難しい。	現行の取組の継続
兵庫県	瀬	はえ縄	播磨灘		1.9	1.0	2.5	1.2	2.3	1.1	1.7	1.0	2.5	1.4	休漁日設定	漁業者間で設定した週休等により休漁を実施している。	なし	冬季の来遊に合わせ大型の個体を漁獲しているが、漁獲量はわずかであり、漁期も短い。現状以上の取組の検討は難しい。	現行の取組の継続
		はえ縄	大阪湾北西部			0.1		0.7		0.3		0.2		0.2	休漁日設定	漁業者間で設定した週休等により休漁を実施している。	なし	冬季の来遊に合わせ大型の個体を漁獲しているが、漁獲量はわずかであり、漁期も短い。現状以上の取組の検討は難しい。	現行の取組の継続
		小底	大阪湾北西部			0.2		0.2		0.4		0.2		0.3	休漁日設定	漁業者間で設定した週休等により休漁を実施している。	なし	当該魚種を選択的に漁獲しておらず、その漁獲量もわずかであり、現状以上の取組の検討は難しい。	現行の取組の継続
		はえ縄	紀伊水道北部			0.5		0.3		0.5		0.2		0.5	休漁日設定	漁業者間で設定した週休等により休漁を実施している。	なし	冬季の来遊に合わせ大型の個体を漁獲しているが、漁獲量はわずかであり、漁期も短い。現状以上の取組の検討は難しい。	現行の取組の継続
		小底	紀伊水道北部			0.1		0.1		0.0		0.1		0.1	休漁日設定	漁業者間で設定した週休等により休漁を実施している。	なし	当該魚種を選択的に漁獲しておらず、その漁獲量もわずかであり、現状以上の取組の検討は難しい。	現行の取組の継続

府県での取組状況③

府県	海域	漁業種類	主漁場	漁期（漁期／主漁期） 1月〜12月	府県別2021	漁業種類別2021	府県別2022	漁業種類別2022	府県別2023	漁業種類別2023	府県別2024	漁業種類別2024	府県別2025	漁業種類別2025	取組についての記載（令和7年度） 現行の取組内容	取組内容の実施状況	現取組の問題点	現取組について今後の改善点	今後の取組
和歌山県	瀬	底びき	紀伊水道		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.3	0.0	なし（現在混獲による漁獲のみ）	なし（現在混獲による漁獲のみ）			なし
		はえ縄	紀伊水道外域			0.0		0.0		0.0		0.1		0.3	○日高ふぐはえ縄組合の取組 解禁日設定（瀬戸内海は9月初旬、太平洋は10月中旬）、毎週月曜休漁 500g以下放流	左記の取組を継続	なし	なし	現在の取組を継続
鳥取県	九日東	はえ縄	鳥取県沖合		1.0	0.9	1.0	0.9	1.4	1.3	1.8	1.7	0.8	0.8	なし	なし	なし	なし	予定なし
		その他	鳥取県沖合			0.1		0.1		0.1		0.1		0.1	なし	なし	なし	なし	予定なし
島根県	九日東	沖合底びき網	島根県〜山口県沖合海域		2.9	1.9	2.7	1.5	3.9	3.3	3.4	2.8	4.1	3.4	なし				予定なし
		小型底びき網	日本海（島根県沿岸）			0.0		0.1		0.1		0.1		0.1	なし				予定なし
		定置網	日本海（島根県沿岸）			0.4		0.5		0.3		0.2		0.4	なし				予定なし
		釣り・はえ縄	日本海（島根県沿岸）			0.0		0.1		0.1		0.1		0.1	なし				予定なし
		その他	日本海（島根県沿岸）			0.5		0.6		0.2		0.1		0.2	なし				予定なし
岡山県	瀬	底びき網	備讃瀬戸		0.8	0.1	0.8	0.1	1.8	0.1	0.9	0.2	1.7	0.2	全長10cm以下再放流（全県）	再放流は、各漁業者の自主的な取組	なし	なし	現状の取組を継続
		袋待網	備讃瀬戸			0.7		0.7		1.6		0.7		1.5	全長10cm以下再放流（全県） ふ化仔魚放流の実施 ・朝の満ち潮を休漁	再放流は、各漁業者の自主的な取組 ふ化仔魚84万尾放流	なし なし	なし なし	現状の取組を継続
		定置網	備讃瀬戸											0.0					
		その他（釣り、刺網）	備讃瀬戸							0.1				0.0	全長10cm以下再放流（全県）	再放流は、各漁業者の自主的な取組	なし	なし	現状の取組を継続
広島県	瀬	小型定置網	福山市田島沖			0.1		0.0		0.0		0.1	0.4	0.0	全長12cm以下再放流	予定通り実施	なし	なし	取組を継続
		小型定置網	福山市田尻沖			0.0		0.0		0.0		0.0		0.0					
		小型定置網	福山市走島沖			不明		不明		不明		不明		※の計0.37	協議中	資源管理協定の検討時等に関係漁業者で協議	なし	なし	再放流・休漁等の検討
		小型底びき網	広島県海域			不明		不明		不明		不明		※					
		はえ縄	広島県海域（主漁場は県西部海域）			不明		不明		不明		不明		※	全長10cm以下採捕自粛、漁船規制（5トン以上は許可漁業、浮きはえ縄禁止）	予定通り実施	なし	なし	取組を継続

府県での取組状況④

府県	海域	漁業種類	主漁場	漁期（漁期／主漁期） 1月〜12月	府県別2021	漁業種類別2021	府県別2022	漁業種類別2022	府県別2023	漁業種類別2023	府県別2024	漁業種類別2024	府県別2025	漁業種類別2025	取組についての記載（令和7年度） 現行の取組内容	取組内容の実施状況	現取組の問題点	現取組について今後の改善点	今後の取組
山口県	九日東	はえ縄	日本海		33.5	32.6	54.7	54.2	28.0	26.2	44.2	43.1	32.8	29.2	○広域漁業調整委員会指示 ・休漁期間の設定 ・2017漁期から全長30cm以下再放流の取組を開始 ○種苗放流 平成26年度から、放流適地評価ランクA、Bとなっている河口、干潟域への集中放流を継続実施 ○ 産卵親魚保護 延縄協議会が日本海側の定置網で漁獲された産卵親魚（メス）を買取り標識放流				
		釣り	日本海			0.0		0.1		0.0		0.0							
		小底	萩湾、仙崎湾			0.0		0.0		0.1		0.0							
		船曳網	萩湾、仙崎湾			0.0		0.0		0.0		0.0			小型魚（全長30cm以下）再放流の協力要請 定置網に入網したメス産卵親魚の一部を標識放流				
		大型・小型定置網	長門市〜萩市沿岸			0.8		0.4		0.3		0.5		1.8			産卵期の早期化（R8年4,5月の定置網入網メス親魚の34%が産卵中・産卵済個体）	産卵期の定置網入網親魚の再放流促進、実施時期の早期化	
		その他	日本海							1.3		0.6		1.8					
		ひっかけ釣り	山口県日本海	採捕禁止											委員会指示により採捕禁止 （一般遊漁も含む）				

府県での取組状況⑤

府県	海域	漁業種類	主漁場	漁期	府県別2021	漁業種類別2021	府県別2022	漁業種類別2022	府県別2023	漁業種類別2023	府県別2024	漁業種類別2024	府県別2025	漁業種類別2025	取組についての記載（令和7年度） 現行の取組内容	取組内容の実施状況	現取組の問題点	現取組について今後の改善点	今後の取組
山口県	瀬	はえ縄（徳山支店）	周防灘～伊予灘	漁期 主漁期	4.5	4.5	4.4	3.9	3.8	3.4	4.8	4.5	4.8	4.6	○委員会指示（2017年9月～） 全長20cm以下、周年採捕禁止 ○自主規制 禁漁期間設定（4月1日～20日）、禁漁日設定（毎週日曜）、漁具規制（針の太さ（直径）1.2mm以上）			産卵親魚の保護についても検討する必要がある	
		はえ縄（床波支店）	周防灘																
		はえ縄（平生支店）	伊予灘～広島湾																
		はえ縄（室津支店）	伊予灘～広島湾																
		はえ縄（上関支店）	伊予灘～広島湾																
		はえ縄（岩国市、周防大島町）	伊予灘～広島湾																
		小底（埴生支店）	周防灘			0.0		0.0		0.0		0.0							
		小底（宇部地区各支店）	周防灘			0.0		0.1		0.1		0.0						産卵親魚の保護についても検討する必要がある	
		小型定置網	周防灘												○委員会指示（2017年9月～） 全長20cm以下、周年採捕禁止				
		小型定置網	山陽小野田市、厚狭川河口付近			0.0		0.0		0.0		0.0							
		その他	山口県瀬戸内海					0.4		0.3		0.2		0.2					
		ひっかけ釣り	山口県瀬戸内海	採捕禁止											委員会指示により採捕禁止（一般遊漁も含む）				
徳島県	瀬	はえ縄	紀伊水道		0.1	0.1	0.4	0.4	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	（紀伊水道延縄連合会）紀伊水道海域での禁漁期間設定（5/15～8/31）、500g以下再放流	現行の取組内容のとおり実施中	なし	なし	現行の取組の継続
		その他（釣り、底びき網、小型定置網）							0.1	0.0	0.1	0.0	0.2	0.1	なし				

府県での取組状況⑥

府県	海域	漁業種類	主漁場	漁期	府県別2021	漁業種類別2021	府県別2022	漁業種類別2022	府県別2023	漁業種類別2023	府県別2024	漁業種類別2024	府県別2025	漁業種類別2025	取組についての記載（令和7年度） 現行の取組内容	取組内容の実施状況	現取組の問題点	現取組について今後の改善点	今後の取組
香川県	瀬	袋待網（込網）	備讃瀬戸	漁期 主漁期	3.7	3.5	3.3	3.0	1.5	1.4	4.0	3.8	8.3	8.3	・水産研究所の資源調査に協力 ・朝の満ち潮を休漁（4/20～6/20）（高松地区） ・1kg未満標識再放流（高松地区）	・取り組みを継続 ・4/20～5/24　22尾標識再放流	なし	なし	現状の取り組みを継続
		袋待網（込網）	備讃瀬戸、播磨			0.2		0.2		0.1		0.2		0.04	・水産研究所の資源調査に協力 ・1kg未満標識再放流（庵治地区）	・取り組みを継続 ・4/21～5/6　9尾　標識再放流	なし	なし	現状の取り組みを継続
		小型底びき網	香川県海域			不明		不明		不明		不明		不明	・全5地区で、全長15cm以下再放流	取り組みを継続	なし	なし	現状の取り組みを継続
		定置網	香川県海域			不明		不明		不明		不明		不明	・定置網の組織がなく、協議が困難。	取り組みを継続	なし	なし	現状の取り組みを継続
愛媛県	瀬	小底等	燧灘		12.4	0.5	10.2	0.6	11.8	1.2	10.6	1.4	10.4	1.9	全長15cm以下再放流（20cm（愛媛県漁協小部支所））	現行の取組の継続と再徹底	なし	西条市地先は稚魚育成場であり、種苗放流を行っているところであるが、より生残率の高い放流技術手法を検討している。	本県は既に漁獲効率の高い浮き延えなわ漁業や浮き流し釣り漁業を漁業調整委員会指示で禁止しており、現行の取組の継続と再徹底を図っていくこととしている。
		小底	伊予灘			0.2		0.3		0.2		0.1		0.2					
		小型定置網	西条地先			0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	全長15cm以下再放流	現行の取組の継続と再徹底	なし		
		小型定置網等	布刈瀬戸			0.4		0.4		1.1		0.9		0.9					
		はえ縄	伊予灘			0.9		0.6		1.1		1.1		1.0					
		はえ縄	三崎地先			0.7		1.6		1.6		1.4		1.2	全長15cm以下再放流、4/1～6/30自主禁漁（愛媛県漁協三崎支所）	現行の取組の継続と再徹底	なし		
		はえ縄等	宇和海			9.7		6.7		6.6		5.7		5.2	全長15cm以下再放流	現行の取組の継続と再徹底	なし		
福岡県	九日東	ふぐはえ縄	筑前海（B海域）		45.1	38.4	63.9	57.5	36.7	32.7	31.7	27.2	33.8	29.9	9-12月全長30cm以下再放流、1-3月35cm以下再放流、休漁期間の設定、種苗放流	予定通り実施	なし		
		小底等（ふぐはえ縄以外）	筑前海			3.4		3.6		1.3		2.5		1.6	一部支所で15cm以下再放流	予定通り実施	なし		
		ひっかけ釣り	関門海峡			2.6		2.4		2.0		1.5		2.2	乗組員規制（3名以内）、雌の買い取り放流、操業期間（46日）の設定。	予定通り実施	なし		
		釣り	有明海			0.7		0.4		0.7		0.5		0.2	操業期間の設定（8～9月の操業自粛） 種苗放流	予定通り実施	自粛期間中に近隣県から県内市場に出荷があり、品薄で単価が高く、県内漁業者から不満	関係県との協調	関係県との協調の推進
	瀬	小底等	豊前海		0.4	0.4	0.7	0.7	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	15cm以下再放流（小底）	予定通り実施			現状の取組を継続

府県での取組状況⑦

府県	海域	漁業種類	主漁場	漁期	府県別2021	漁業種類別2021	府県別2022	漁業種類別2022	府県別2023	漁業種類別2023	府県別2024	漁業種類別2024	府県別2025	漁業種類別2025	取組についての記載（令和7年度） 現行の取組内容	取組内容の実施状況	現取組の問題点	現取組について今後の改善点	今後の取組
佐賀県	九日東	はえ縄	日本海・東シナ海			1.2		2.1		1.2		0.7		0.9	休漁期間の設定、全長制限：30cm以下再放流（広域漁業調整委員会指示）、種苗放流(4万尾)	予定通り実施	なし		現状の取組を継続
		定置網等	日本海		1.3	0.1	2.2	0.1	1.3	0.1	0.8	0.1	1.0	0.1	小型魚(30cm以下)再放流の協力呼びかけ	予定通り実施	なし		現状の取組を継続
		あんこう網	有明海			0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	継続して漁獲実態調査及び再放流(全個体)	予定通り実施	なし		現状の取組を継続
		釣り	有明海			0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	調査の結果漁獲なしのため、取組なし	調査の結果漁獲なしのため、取組なし	調査の結果漁獲なしのため、取組なし		
長崎県	九日東	はえ縄	日本海・東シナ海			3.9		2.8		3.0		2.0		1.2	休漁期間の設定、全長制限：30cm以下採捕禁止（広域漁業調整委員会指示）、種苗放流	現行の取り組みを継続			
		釣り	有明海			5.4		6.7		2.7		2.7		3.7	なし				休漁日設定等の検討
		はえ縄	有明海		9.9	0.0	9.8	0.0	6.3	0.0	5.4	0.0	6.6	0.0	なし				休漁日設定等の検討
		小底	橘湾			0.6		0.3		0.6		0.7		1.6	なし				
		小底	有明海			0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	操業期間設定（5月1日～8月15日、11月1日～2月末）、漁具制限（ビーム長12m以下。同時使用漁具数1統。袋網目合（15cmにつき16節以下））	現行の取り組みを継続			休漁日設定等の検討
熊本県	九日東	釣り	有明海		6.3	5.1	6.5	5.8	4.9	4.2	5.7	4.4	5.1	4.4	雌及び0.8kg以下の小型魚の再放流、種苗放流（20,000尾、ALC・鰭抜去処理）、休漁日の設定	予定通り実施	なし	現在の自主的な取組の徹底	現在の取組を継続
		釣り	八代海			1.2		0.7		0.7		1.3		0.7					

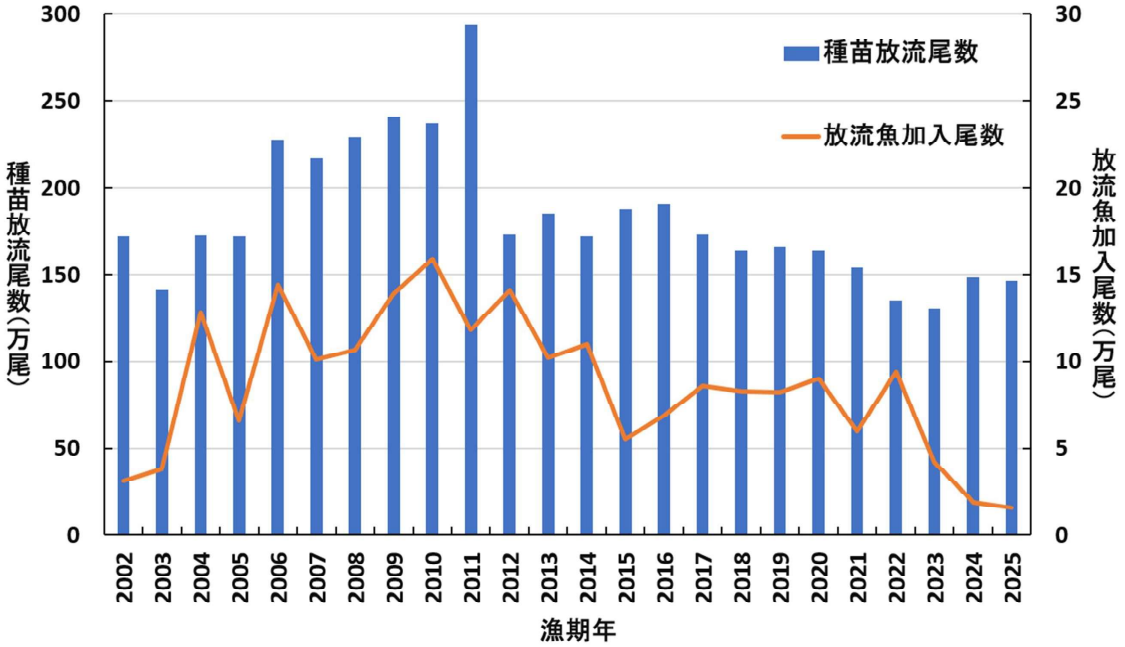
府県での取組状況⑧

府県	海域	漁業種類	主漁場	漁期	府県別2021	漁業種類別2021	府県別2022	漁業種類別2022	府県別2023	漁業種類別2023	府県別2024	漁業種類別2024	府県別2025	漁業種類別2025	取組についての記載（令和7年度） 現行の取組内容	取組内容の実施状況	現取組の問題点	現取組について今後の改善点	今後の取組
大分県	瀬	一本釣り	豊後灘			0.1		0.1		0.1		0.1		0.1	全長20cm以下再放流	県内で取り組まれている。	現在の取組の中で問題は出ていない。	取組を実施する際に問題は起きていないため改善は考えていない。	現行の取組の周知徹底を図る。
		はえ縄	豊後灘			3.9		2.6		3.2		2.2		2.0					
		小底	豊後灘			0.1		0.1		0.1		0.1		0.1					
		その他	豊後灘			0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	なし				
		一本釣り	豊後水道		10.4	5.4	7.9	4.0	7.8	3.3	5.7	2.7	5.7	2.8	全長20cm以下再放流	県内で取り組まれている。	現在の取組の中で問題は出ていない。	取組を実施する際に問題は起きていないため改善は考えていない。	現行の取組の周知徹底を図る。
		はえ縄	豊後水道			0.4		0.6		0.7		0.3		0.4	全長20cm以下再放流、トラフグを主目的とする漁業を禁止する期間の設定（4月1日～8月19日）、禁漁区域設定				
		小底	豊後水道			0.1		0.1		0.1		0.1		0.1	全長20cm以下再放流				
		その他	豊後水道			0.4		0.4		0.3		0.3		0.2	なし				
宮崎県	瀬	はえ縄	日向灘		0.9	0.6	0.8	0.5	0.7	0.5	0.8	0.6	0.4	0.3	ふぐ延縄漁業について5～8月の休漁 4月に漁獲されたトラフグの全数放流	現行の取組内容のとおり実施中	なし	なし	現在の取組を継続
		その他(定置、小底他)	日向灘			0.3		0.3		0.2		0.3		0.1					
鹿児島県	瀬	大型定置網	志布志湾			0.2		0.1		0.2		0.1		0.0					
		まき網	北薩		1.7	0.0	0.3	0.0	0.4	0.0	0.5	0.0	0.2	0.0	なし				
		一本釣り	北薩			0.0		0.0		0.2		0.1		0.0					
		その他				1.5		0.1		0.0		0.3		0.1					

種苗放流①

- 2015年漁期以降は、関係府県において、国の補助事業も活用し、九州・瀬戸内海海域トラフグ栽培漁業広域プランに基づき、資源管理と連携した適地への集中的な放流を実施。
- 2025年漁期の放流は約146万尾（速報値）。
- 種苗放流のみでの資源回復は難しいことから、漁獲の抑制が不可欠。

【人工種苗放流尾数と放流魚の0歳魚加入尾数】



出典：令和８年度トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群の資源評価詳細版（速報版）から作成

種苗放流②

- 2026年の府県別の種苗放流の実施状況（速報版）は以下のとおり。

令和８年度トラフグ種苗放流実績

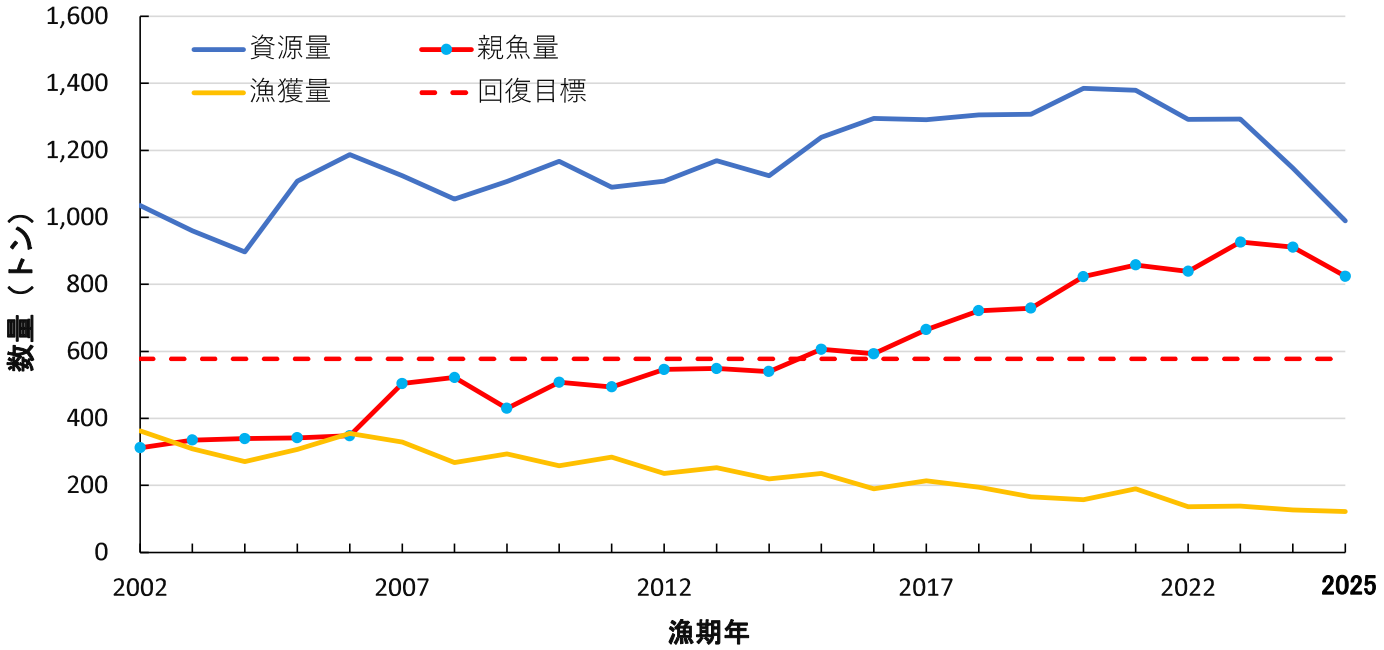
（令和８年９月現在集計分）

県名	放流尾数（尾）	放流サイズ（mm）	放流場所	放流時水温（℃）	放流時期	備考（標識方法等）
石川県	15,800	70	赤崎漁港	未測定	7月23日	ALC標識（受精卵染色）
大阪府	52,000	74	瀬戸内海堺浜	24～27.6	7月6日,7日,8日	全数ALC標識 全数胸鰭切除標識
山口県	511,437	56～137	瀬戸内海秋穂他４カ所	21.2～29.2	6月23日～9月15日	全数ALC標識 一部胸鰭切除標識
愛媛県	46,100	87	瀬戸内海西城他４カ所	23.7	7月2日～7月14日	全数ALC標識 一部胸鰭切除標識
福岡県	329,468	69～74	有明海島原他２カ所	25.0	7月1日,6日,7日	全数ALC標識 一部胸鰭切除標識
佐賀県	55,000	70	有明海白石他１カ所	27.1	7月2日,3日	全数ALC標識 一部胸鰭切除標識
長崎県	194,444	58～80	有明海白石他	26.3, 25.3	6月12日,30日	全数ALC標識 一部胸鰭切除標識
熊本県	20,000	81～83	有明海長洲・八代海栖本	25.9, 29.4	7月7日,8日	全数ALC標識 全数胸鰭切除標識
大分県	6,000	87	瀬戸内海三栗島	25.6	7月7日	全数ALC標識 一部胸鰭切除標識
計	1,230,249					

出典：全国豊かな海づくり協会提供資料及び関係県への聞き取りをもとに作成

資源量・漁獲量・親魚量の推移

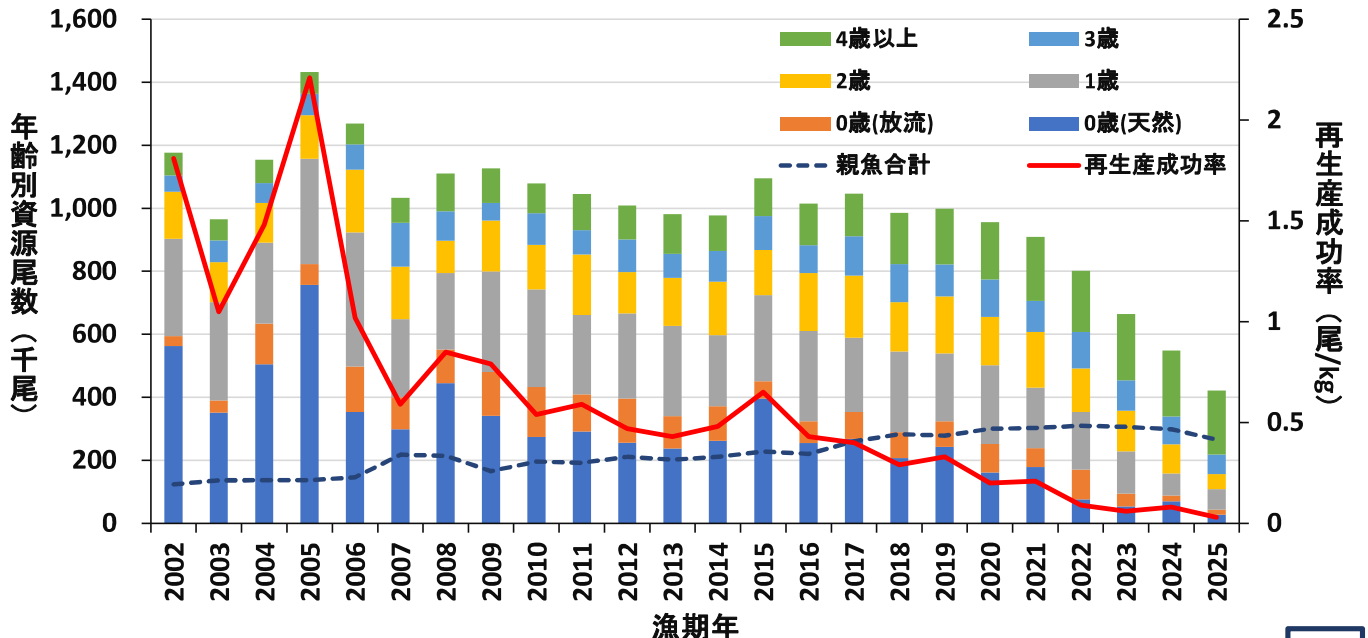
- 資源量は2025年漁期に989トンと過去最低レベル。
- 漁獲量は減少傾向にあり、2025年漁期も122トン（概数値）で過去最低となった。
- 親魚量は2009年漁期から上昇傾向にあったが、近年、低下が始まっている。



出典：令和８年度トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群の資源評価詳細版（速報版）から作成

年齢別資源尾数の推移

- 2005年漁期をピークに、全体の資源尾数は減少傾向。
- 親魚（３歳以上）の尾数は３年連続で減少しており、特に３歳の親魚への新規加入尾数が少ない。
- 2025年漁期の加入量（０歳魚の資源尾数）は約４万３千尾となり、過去最低を更新した。天然由来の加入量も約２万７千尾と、過去最低となった。
- 2025年漁期の再生産成功率（親魚量あたり加入量）は0.03尾/kgと、2024年漁期の0.08尾／kgから更に低下し過去最低となった。



出典：令和８年度トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群の資源評価詳細版（速報版）から作成

トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群の資源管理の目標（案）

- 資源評価に基づき研究機関から提示された資源管理の目標の案は以下のとおり。
- 2025年漁期の親魚量は、「維持し、又は回復させるべき目標となる値（＝ＭＳＹ水準）」は上回っている。

資源管理の目標等	数量
目標管理基準値（案）（Target Reference Point：ＴＲＰ） ＝MSYを達成するために維持・回復させるべき目標となる親魚量	577トン
限界管理基準値（案）（Limit Reference Point：ＬＲＰ） ＝下回ってはいけない資源水準の値。（過去最低親魚量）	329トン
2025年漁期の親魚量	824トン
最大持続生産量（MSY）	191トン
2025年漁期の漁獲量	122トン

出典：令和８年度トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群資源評価

トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群の漁獲シナリオ（案）

- 資源評価に基づき研究機関から提示された漁獲シナリオの案は以下のとおり。
- 10年後に親魚量が「維持し、又は回復させるべき目標となる値」を50パーセント以上の確率で上回ることを基準に漁獲シナリオを決める。

表1.　種苗放流を想定した場合の将来の平均親魚量（トン）

β	現状の漁獲圧との比	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2037年漁期に目標管理基準値（577トン）を上回る確率	2037年漁期までに一度でも限界管理基準値（329トン）を下回る確率
1	1.74	663	544	377	315	296	288	326	358	376	409	433	445	100%	6%
0.8	1.39			397	347	336	328	365	404	428	468	502	523	73%	46%
0.75	1.31			402	356	348	342	380	421	447	488	524	547	30%	53%
0.7	1.22			407	365	360	357	397	440	468	512	550	574	3%	60%
0.6	1.04			418	383	386	388	434	483	515	564	608	636	0%	66%
0.4	0.70			441	423	443	459	520	584	629	691	746	785	0%	82%
現状の漁獲圧	1			428	397	400	402	447	496	530	579	623	653	3%	66%

表2.　種苗放流を想定した場合の将来の平均漁獲量（トン）

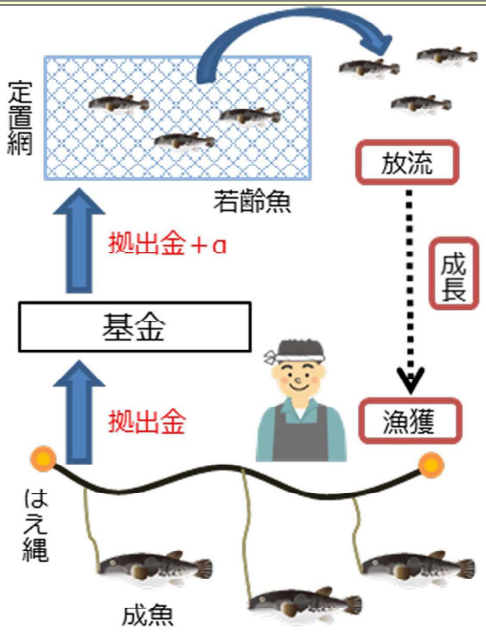
β	現状の漁獲圧との比	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2027～2037年漁期累積漁獲量
1	1.74	86	132	110	94	90	96	111	120	128	140	147	153	1,321
0.8	1.39		108	94	87	89	95	102	111	119	127	135	143	1,210
0.75	1.31		102	90	83	86	93	99	108	117	124	132	139	1,174
0.7	1.22		96	85	80	83	90	96	105	114	120	128	136	1,133
0.6	1.04		83	76	72	76	83	89	97	105	112	119	126	1,039
0.4	0.70		57	54	54	58	64	69	76	83	89	95	101	799
現状の漁獲圧	1		75	69	67	71	77	82	90	97	103	110	116	956

出典：令和８年度トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群資源評価

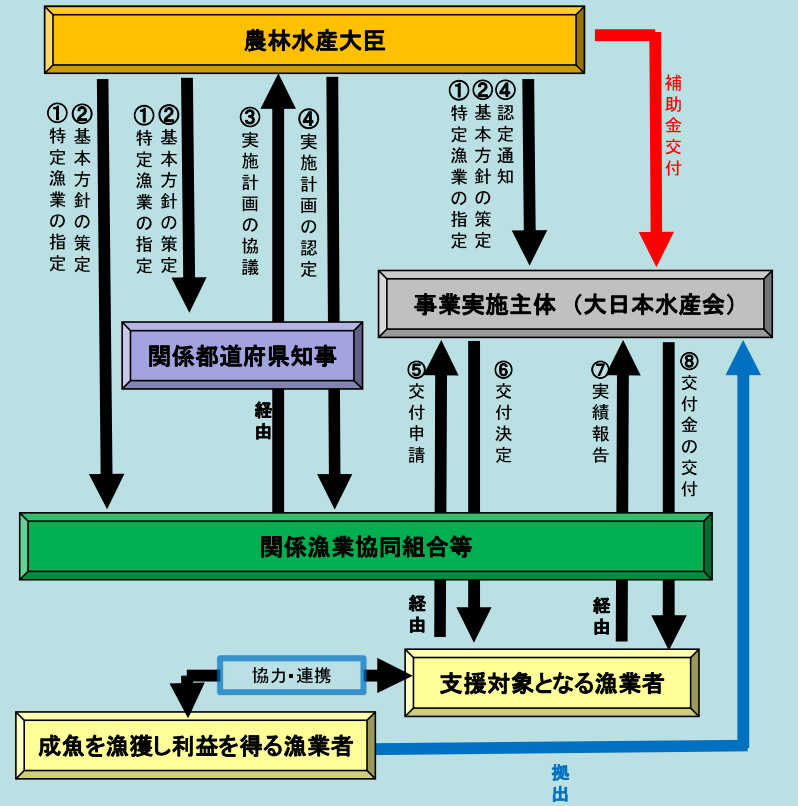
相互扶助漁獲支援事業①

＜事業の趣旨＞

- 従来と同レベルの放流尾数であっても、小型魚の保護を目的に現行よりも厳しい管理措置を導入できれば、資源回復への効果が高まることが考えられる。
- 一方で小型魚の保護は将来的に大型魚の増加につながり、大型魚を漁獲する漁業者がその利益を受けると考えられる。
- 大型魚を漁獲する漁業者が行う「とも補償」を国の事業からも補助し、小型魚を漁獲し放流する漁業者に対し一定の割合で支援するもの。



相互扶助漁獲支援事業の仕組み



●支援対象となる漁業者等
- 若齢魚を漁獲後直ちに放流する取組を実施した者及び若齢魚を一時飼育し放流する取組をした者

○成魚を漁獲し利益を得る漁業者
- 成魚を漁獲し利益を得る漁業者が水揚げ金額より拠出金を拠出

●支援内容（補助率：1／2）
- 若齢魚を直ちに放流する経費に係る支援（人件費、若齢魚買上費、消耗品費（放流タグ）等）
- 若齢魚を一時飼育するために必要な経費への支援（人件費、用船料、若齢魚買上費、餌代等）

※令和７年度までの内容

相互扶助漁獲支援事業②

- トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群に係る再編整備の実施期間は2025（令和７）年度までであり、現在は終了している。
- 再編整備の対象とする場合、トラフグ資源管理検討会議において資源管理の目標等を決定する必要がある。

沿岸域においてトラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群を採捕する漁業の再編整備に関する基本方針（４水管第1200号 令和４年８月17日 農林水産事務次官依命通知）（抜粋）

１　再編整備の指針

（１）再編整備の基本的考え方

トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群（以下「トラフグ資源」という。）は、府県の区域を越えて回遊し、20府県にわたり、はえ縄、小型底びき網、定置網、釣りなど様々な漁法により漁獲され、高額で市場取引される漁業上の重要資源である。しかし、近年の資源水準は低位、資源動向は減少と評価されており、資源の回復を図るため、資源管理の取組強化が急務となっている。このような現状を踏まえ、トラフグ資源の漁獲実績を有する府県の漁業者団体、行政、研究機関等により構成されたトラフグ資源管理検討会議において、具体的な資源管理措置を検討し、2027（令和９）年漁期を目途に、資源量を2017（平成29）年資源評価における2007（平成19）年から2016（平成28）年までの平均資源量である 840 トン程度まで回復する目標が合意された。

（中略）

トラフグ資源は、前述の通り様々な漁法で漁獲されており、他の魚種を目的とした操業を行っている漁業であっても混獲が発生するなど、漁獲量低減のためには相当の困難が伴う。今後、トラフグ資源の回復を確実にして、資源管理目標を達成するためには、資源管理に取り組む漁業者の負担を軽減させ、資源管理の実効性を高めることが必要であることから、相互扶助漁獲支援のための再編整備を実施することとする。

（３）再編整備の実施期間

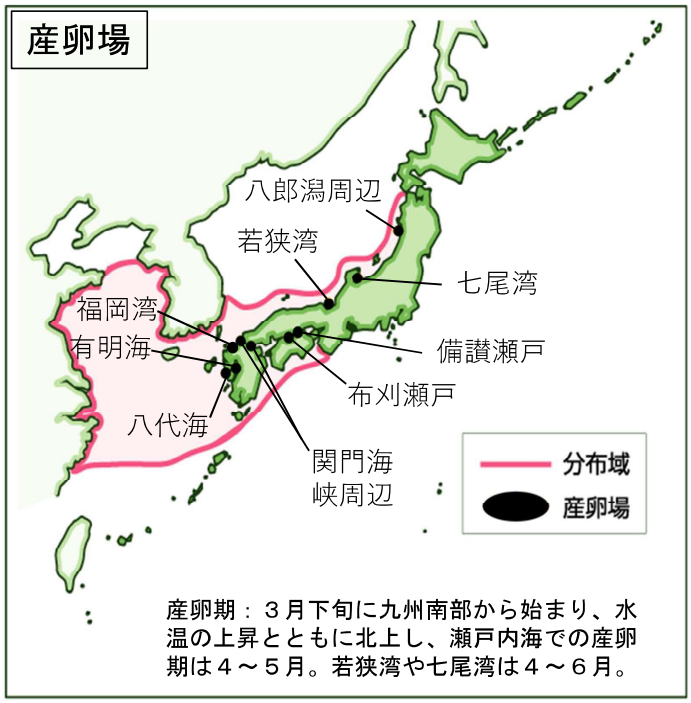
再編整備の終了年度は2025（令和７）年度とする。なお、トラフグ資源管理検討会議において資源管理目標達成に向けた管理措置が継続される場合は、実施期間の延長を検討することとする。

（以下略）

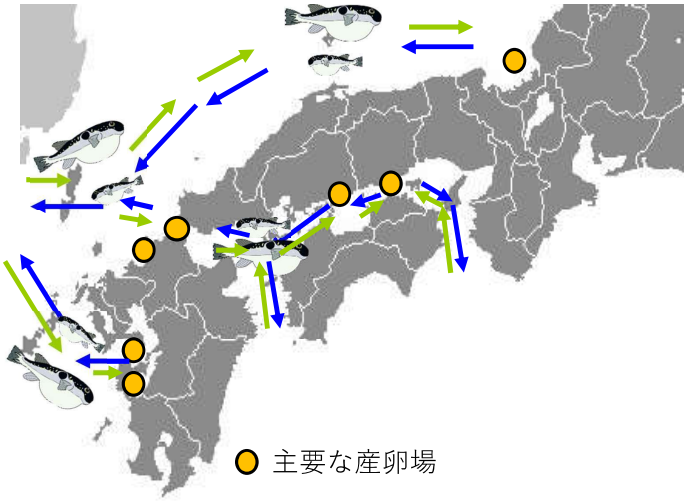
（参考資料）

分布・回遊

- 本系群のトラフグは夏季に東シナ海・黄海で索餌回遊を行い、秋から春にかけて九州西・北岸～瀬戸内海～若狭湾などへ産卵回遊する。
- 内湾域で生まれた魚が成長に伴って外湾域の生育場へと移動する過程で複数の産卵場由来の魚が入り混じり、系群が維持されていると考えられる。



産卵期：３月下旬に九州南部から始まり、水温の上昇とともに北上し、瀬戸内海での産卵期は４～５月。若狭湾や七尾湾は４～６月。



日本海や九州の発生群は日本海、東シナ海及び黄海へ移動。瀬戸内海の発生群は豊後水道以南、紀伊水道以南、日本海、東シナ海及び黄海へ回遊

2026年8月21日公開

前年度（2025年度）評価結果からの変化など（トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群）

ポイント
- 近年、0～3歳魚の漁獲尾数が減少しているのに対し、4歳魚以上の漁獲尾数は安定しており、2025年漁期も4歳魚以上は例年通り漁獲された（図1）。
- その結果、本年度評価では、2021年級群以前の加入量（0歳時の資源尾数）が上方修正されたため（図2a）、それらの年級群が親魚となる近年および近い将来の親魚量も大きく上昇した（図2b）
- 本系群については、親魚量は高い水準にあるのに対し、加入量は低い水準にあるが（図3）、この一因としては、成熟したにもかかわらず瀬戸内海を中心とする産卵場へ戻らない親魚が増えることによって、産み出される子供の数が減少した可能性が考えられている

データの更新（図1）
- 2025年漁期の0～3歳魚の漁獲尾数は過去最低
- 一方、4歳魚以上は2025年漁期も多く漁獲され、全漁獲尾数の 51 %を占めた

その他の主な変化とその要因など
- 2025年漁期の評価結果を予測値から推定値に更新
- 2026・2027年漁期の予測漁獲量は大きく変化せず（図2c）
- 2025年漁期の0歳魚の漁獲尾数が過去最低であったため（図1）、2025年級群の加入量も本年度評価では過去最低と推定された（図2a）

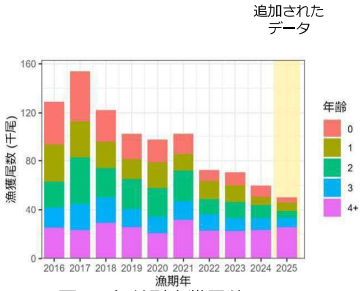


図1　年齢別漁獲尾数

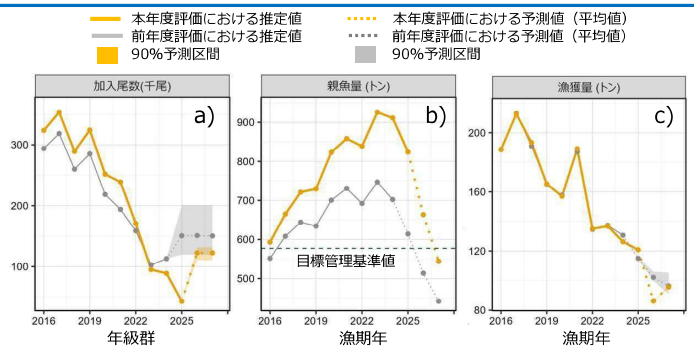


図2　本年度（2026年度）と前年度（2025年度）の評価結果
前年度評価における2025年漁期の漁獲量は近年の平均的な漁獲圧に基づき算出し、2026年漁期以降の漁獲量はβ＝0.7とした漁獲管理規則に基づき算出
本年度評価における2026年漁期の漁獲量は近年の平均的な漁獲圧に基づき算出し、2027年漁期の漁獲量はβ＝0.7とした漁獲管理規則に基づき算出

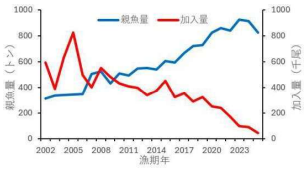


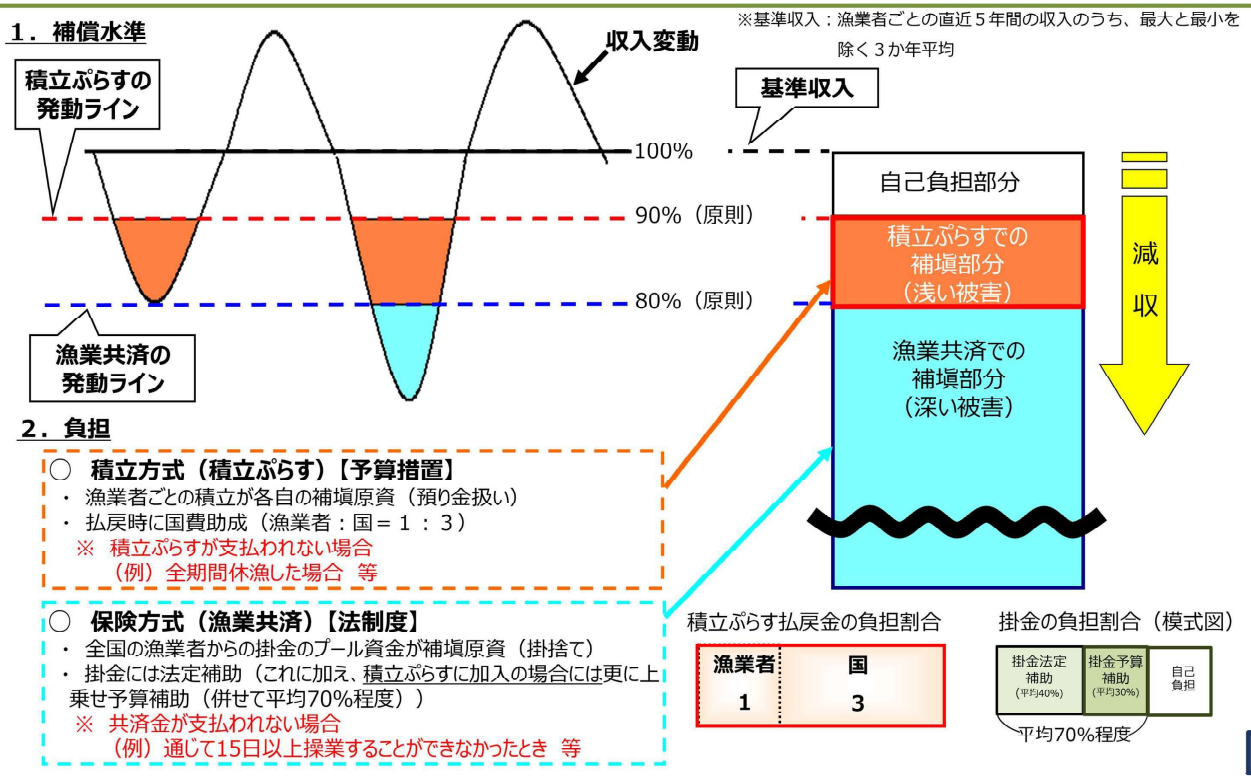
図3　親魚量と加入量

出典：令和８年度トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群の資源評価　参考資料

漁業共済・漁業収入安定対策（積立ぷらす）

漁業収入安定対策事業

＜積立ぷらす＞
計画的に資源管理等に取り組む漁業者に対し、収入が減少した場合に、漁業者が拠出した積立金と国費により補塡（漁業者と国の積立金の負担割合は、１：３）。



相互扶助漁獲支援事業①

沿岸域においてトラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群を採捕する漁業の再編整備に関する基本方針（４水管第1200号 令和４年８月17日 農林水産事務次官依命通知）（抜粋）

１　再編整備の指針

（１）再編整備の基本的考え方

トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群（以下「トラフグ資源」という。）は、府県の区域を越えて回遊し、20府県にわたり、はえ縄、小型底びき網、定置網、釣りなど様々な漁法により漁獲され、高額で市場取引される漁業上の重要資源である。しかし、近年の資源水準は低位、資源動向は減少と評価されており、資源の回復を図るため、資源管理の取組強化が急務となっている。このような現状を踏まえ、トラフグ資源の漁獲実績を有する府県の漁業者団体、行政、研究機関等により構成されたトラフグ資源管理検討会議において、具体的な資源管理措置を検討し、2027（令和９）年漁期を目途に、資源量を2017（平成29）年資源評価における2007（平成19）年から2016（平成28）年までの平均資源量である 840 トン程度まで回復する目標が合意された。

近年のトラフグ資源の資源量は2007（平成19）年の1,231トンをピークに減少傾向にあり、2021（令和３）年度資源評価では2020（令和２）年の資源量は685トンに減じているとされている。また、目標とした漁期・資源量（資源管理目標）の達成に向けては、小型魚の再放流、操業期間の自粛・休漁、針数の制限、種苗放流等の従前の取組に加え、漁獲量（2020（令和２）年163トン）を半分程度とすることのほか、資源管理を効果的に進めるために漁獲の多くを占める未成魚（若齢魚）の漁獲抑制等の取組も必要であるとされている。

トラフグ資源は、前述の通り様々な漁法で漁獲されており、他の魚種を目的とした操業を行っている漁業であっても混獲が発生するなど、漁獲量低減のためには相当の困難が伴う。今後、トラフグ資源の回復を確実にして、資源管理目標を達成するためには、資源管理に取り組む漁業者の負担を軽減させ、資源管理の実効性を高めることが必要であることから、相互扶助漁獲支援のための再編整備を実施することとする。

相互扶助漁獲支援事業②

１　再編整備の指針（続き）

（２）再編整備の対象

再編整備の対象となる漁業者（以下「対象漁業者」という。）は、沿岸域においてトラフグ資源を採捕する漁業者（トラフグ資源以外の魚種を採捕することを目的として操業した結果、トラフグ資源を採捕した漁業者も含む。以下同じ。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

ア　漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第60条第２項に規定する定置漁業権を有する者
イ　法第60条第２項に規定する共同漁業権又は同条第７項に規定する入漁権に基づき漁業を営む権利を有する者
ウ　トラフグ資源を採捕することを目的とする漁業についての法第57条第１項及び第119条第１項及び第２項並びに水産資源保護法（昭和26年法律第 312 号）第４条第１項の規定に基づき都道府県知事が定める規則の規定に基づく許可を有する者
エ　トラフグ資源を採捕することを目的とする漁業についての法第 120 条第１項又は第 121 条第１項の規定に基づく指示に定めるところにより、法第134条第１項に規定する漁業調整委員会の承認を受けている者

（３）再編整備の実施期間

再編整備の終了年度は2025（令和７）年度とする。なお、トラフグ資源管理検討会議において資源管理目標達成に向けた管理措置が継続される場合は、実施期間の延長を検討することとする。

相互扶助漁獲支援事業③

２　再編整備のために講ずる措置の基本的内容

（１）措置の対象漁業者

相互扶助漁獲支援費交付金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件をすべて満たすもの（水産庁長官が特に認めるものを含む。）とする。

ア　対象漁業者又は対象漁業者によって構成される漁業者グループであること。
イ　トラフグ資源の若齢魚の漁獲抑制のための再放流による相互扶助漁獲支援に係る取組を行っていること。

（２）措置の内容

ア　一般社団法人大日本水産会は、（１）の者に対して、国際漁業等再編対策事業費補助金交付等要綱（令和４年４月１日付け３水漁第1610号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及び相互扶助漁獲支援事業実施要領（平成31年４月１日付け30第2969号水産庁長官通知。以下「実施要領」という。）に基づき、相互扶助漁獲支援費交付金の交付等を行うものとする。
イ　一般社団法人大日本水産会は、申請のあった取組が以下の要件を満たすものと認める場合には、実施要領第２の１の（４）の交付決定を行うこととする。

（ア）トラフグ資源管理検討会議において合意した資源管理目標の達成に向けて、小型魚の再放流、操業期間の自粛・休漁、針数の制限、種苗放流等の取組の全部又は一部を実施するものであること。
（イ）トラフグ資源の相互扶助漁獲支援に係る取組を行うことが別紙により確認できること。

ウ　一般社団法人大日本水産会は、申請のあった取組が実施要領第２の２ の（２）のア～エを満たすものと認める場合には、当該規定に従い支払を行うこととする。

相互扶助漁獲支援事業④

２　再編整備のために講ずる措置の基本的内容（続き）

（３）相互扶助漁獲支援費交付金の基準

相互扶助漁獲支援費交付金の額は、実施要領第２の１の（２）に規定する別記様式第３号別添の２助成金の額において、交付等要綱第 11 の２の事業資金として拠出した漁業者等負担分を限度に大日本水産会助成分とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

（４）違反漁業者等に対する取扱い

一般社団法人大日本水産会は、再編整備実施期間中に対象漁業者が以下に該当した場合には、交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。

ア　漁業に関する法令に違反し、又は交付等要綱若しくは実施要領に基づく指示等に従わなかった場合
イ　再編整備に関して、不正、事務手続の遅延その他不当な行為をした場合

附則（令和４年８月17日付け４水管第1200号）

この通知は、令和４年８月17日から施行する。

トラフグ資源管理検討会議設置要領

第１　趣旨

トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群（以下「トラフグ資源」という。）は、府県の区域を越えて回遊し、20府県にわたり、はえ縄、小型底びき網、定置網及び釣りなど様々な漁業種類により漁獲され、高額で市場取引される漁業上の重要資源である。しかしながら、近年の資源水準は低位、資源動向は減少と評価されており、現状のままの漁獲と人工種苗の放流が継続された場合、資源量は減少し続けると推定されているが、放流種苗を効果的に資源に添加することに加えて、更なる漁獲圧の削減を行うことによって急速な資源回復の実現が可能であることが指摘されている。このような現状を踏まえ、資源管理のあり方検討会取りまとめ（平成26年７月）において、関係漁業者、関係行政機関及び試験研究機関等が参画する横断的な検討の場を設け、資源管理措置について検討し、関係者が統一的な方針の下で資源管理に取り組むべきこと等が提言されたことを受け、具体的な資源管理の取組を検討するためトラフグ資源管理検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

第２　検討会議の目的

検討会議は、トラフグ資源の回復を図るため、トラフグ資源の漁獲、種苗生産、試験研究及び市場･流通等に関係する者が参集し、情報共有、意見交換等を行うことにより具体的な資源管理措置を検討し、実態を踏まえた効果的かつ広域的な資源管理の取組を促進することを目的とする。

第３　検討会議の構成等

１　検討会議は、以下に掲げる機関等に所属する者をもって構成する。
①　トラフグ資源の漁獲実績を有する府県の漁業者団体、行政及び試験研究機関であって、検討会議の趣旨・目的に賛同するもの
②　トラフグを取り扱う市場・流通関係団体であって、検討会議の趣旨・目的に賛同するもの
③　全国漁業協同組合連合会
④　公益社団法人全国豊かな海づくり推進協会
⑤　国立研究開発法人水産研究・教育機構
⑥　①又は②の機関等が所在する市町村であって、検討会議の趣旨・目的に賛同するもの
⑦　水産庁

２　検討会議は、必要があると認めるときは、１以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
３　検討会議の事務局は、水産庁資源管理部管理調整課資源管理推進室において行う。

第４　検討会議の運営

１　検討会議は、事務局が第２の機関等と協議し、年１回以上開催する。
２　検討会議の議事進行及び取りまとめは、事務局が行う。

第５　作業部会

１　検討会議には、日本海中西部海域、九州・山口西方海域、瀬戸内海海域及び有明海海域ごとに海域別の作業部会を置く。
２　海域別の作業部会は、当該海域を地先海面とする府県に関係する第3の１の者により構成する。ただし、３の課題を検討するために必要な場合、当該海域と異なる海域を地先海面とする府県を含む構成とすることができる。
３　海域別の作業部会は、次に掲げる課題の具体的検討を行い、その状況について、事務局を通じ、検討会議に報告する。
①　未成魚漁獲抑制（再放流を含む）、②　成魚保護、③　産卵場・成育場保全　④　種苗放流
４　海域別の作業部会には、３の課題ごとの幹事府県を置き、必要に応じて副幹事府県を置くことができる。
５　それぞれの幹事府県は、海域間の情報共有に努めるとともに、複数海域の合同による作業部会（以下「合同作業部会」という。）が必要と認めるときは、事務局と協議調整し、合同作業部会を開催することができる。
６　海域別の作業部会に関する連絡調整は、日本海中西部海域については水産庁境港漁業調整事務所が、九州・山口西方海域及び有明海海域については水産庁九州漁業調整事務所が、瀬戸内海海域については水産庁瀬戸内海漁業調整事務所が、それぞれ行う。

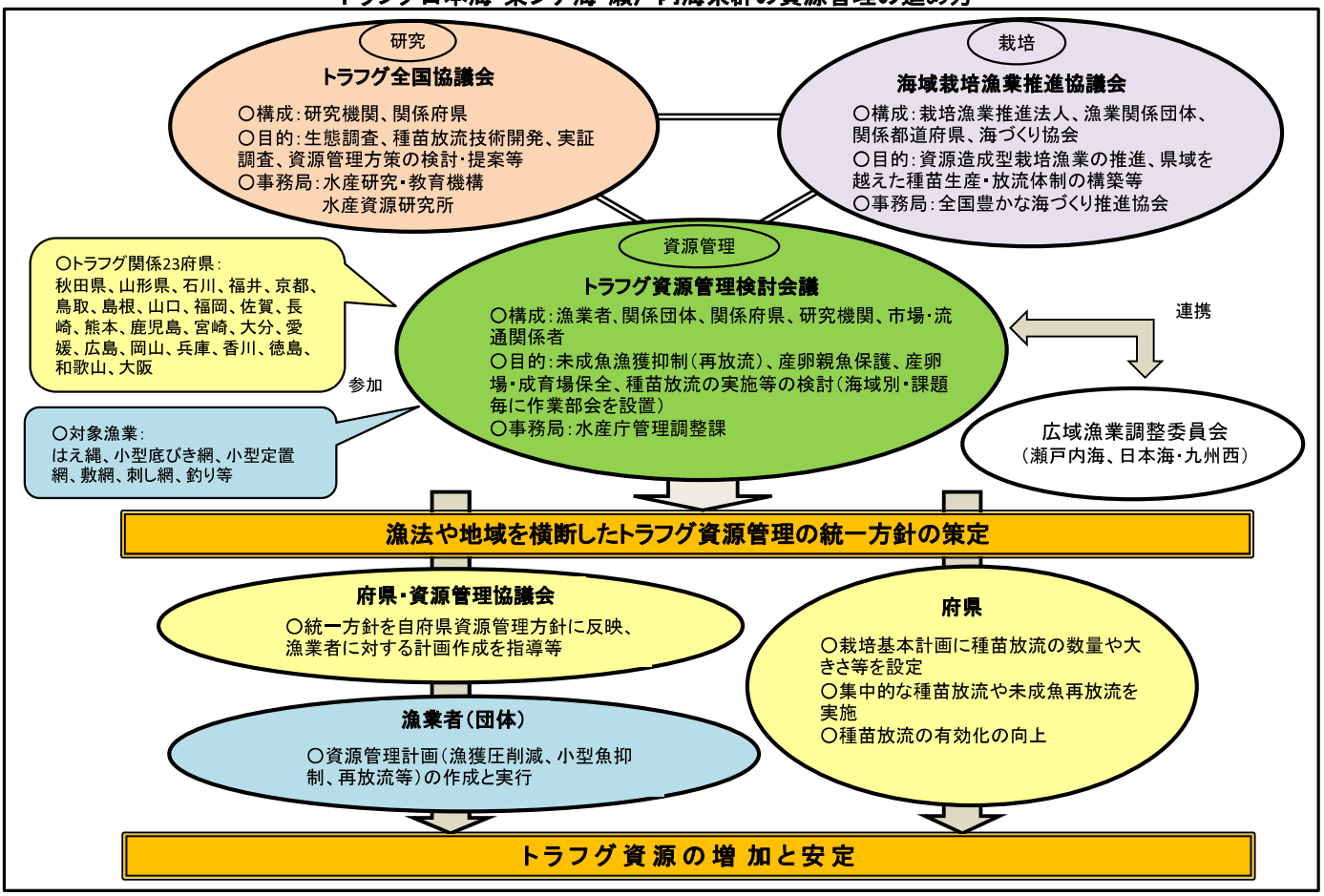
第６　広域漁業調整委員会との連携

検討会議は、具体的な資源管理の取組の検討状況について、日本海・九州西広域漁業調整委員会及び瀬戸内海広域漁業調整委員会に報告し、有機的に連携する。

第７　その他

１　検討会議は原則として公開とする。
２　本設置要領に規定のない事項については、事務局は第３の１の構成員と協議し、その取扱いを決定する。

トラフグ日本海･東シナ海･瀬戸内海系群の資源管理の進め方



海域別・課題別作業部会構成表

海　域	府　県	未成魚漁獲抑制(再放流含む)	種苗放流（広域プラン）	成魚保護	産卵場・成育場保全
日本海中西部	石川県			○	○
	福井県			課題幹事県	課題幹事県
	京都府			○	○
	鳥取県			○	○
	島根県	○		○	○
九州・山口西方海域	山口県	○	○	○	○
	福岡県	課題幹事県	○	課題幹事県	課題幹事県
	佐賀県	○	○	○	○
	長崎県	○	課題幹事県	○	○
	熊本県	○	○	○	○
	鹿児島県	○	○		
	宮崎県	○			
瀬戸内海	大分県	○	○		
	福岡県	○	○	○	○
	愛媛県	○	○	○	○
	山口県	課題幹事県	課題幹事県	課題幹事県	課題幹事県
	広島県	○	○	○	○
	岡山県	○	○	○	○
	兵庫県	○	○	○	○
	香川県	○	○	○	○
	徳島県	○	○		
	和歌山県	○	○		
	大阪府	○	○	○	○
有明海	福岡県	○	○	○	○
	佐賀県	○	○	○	○
	長崎県	課題幹事県	課題幹事県	課題幹事県	課題幹事県
	熊本県	○	○	○	○